

山口県報

平成26年
1月28日
(火曜日)

目次

告示

保安林指定の解除(長門市)(森林整備課).....一

保安林予定森林(森林整備課).....一

保安林指定施業要件の変更(森林整備課).....二

道路の区域の変更(道路整備課).....三

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....三

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....四



山口県告示第三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十六年一月二十八日

山口県知事職務代理者
山口県副知事 藤部 秀則

- 一 解除に係る保安林の所在場所
- 長門市深川湯本字内小丸二〇九の一(次の図に示す部分に限る。)、字赤ノ谷二〇九の三九、二〇九の四〇、二〇九の四四、二〇九の四五
- 二 保安林として指定された目的

水源の涵養

解除の理由

道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。

解除に係る保安林の所在場所

長門市深川湯本字大寧寺二〇五の五六、二〇五の六七、字三谷二二一の三(次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

解除の理由

道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十六年一月二十八日

山口県知事職務代理者
山口県副知事 藤部 秀則

保安林予定森林の所在場所

下関市大字豊浦村字四王司八四第二から八四第四まで・八四第六から八四第九まで・八四第一一・八四第一八から八四第三二まで・八四第七〇(以上二四筆について次の図に示す部分に限る。)、八四の二二、八四の一四、八四の一〇七、八四の一〇八

長門市三隅上字加縁四三の三〇、四三の三九から四三の四三まで、四五、四七、四九、五一、五二、五六、五七、五九、六〇、六一から六八まで、四二八五、四二八七、字上野一七七八、四二八八の一、四二八八の二、字松崎四一九六、四一九七、四一九九、四二〇〇、三隅下字畠田六五〇の五(次の図に示す部分に限る。)、六五〇

の九、俵山字板ヶ迫七三三の五、七三三の九、字古寺七九九、字二郎三郎八〇二、八〇七、八一〇、字治郎三郎三五二〇、三五一一、油谷伊上字堂ノ上三五七二(次の図に示す部分に限る。)、三五七二

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市大字豊浦村字四王司八四第二から八四第四まで・八四第六から八四第九まで・八四第一一・八四第一八から八四第二二まで・八四第七〇・八四の一四・八四の一〇八(以上一六筆について次の図に示す部分に限る。)

長門市三隅上字上野四二八八の一・四二八八の二・字松崎四二〇〇・三隅下字畠田六五〇の五・俵山字二郎三郎八〇二・字治郎三郎三五二〇・油谷伊上字堂ノ上三五七二(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)、三五七二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十六年一月二十八日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美祢市豊田前町麻生上字東山七八の一、一八九、字迫八九の二二、八九の一六、八九の一七、八九の二二、八九の二六、字前平一四八の一四、一四八の一五、美東町大

田字赤田三七一の四、三七一の五、字大焼三七三の四から三七三の八まで、三七五、三七九の二から三七九の四まで、字風呂ヶ迫三八九の三から三八九の五まで、三八九の七から三八九の一〇まで、三九〇の一、三九〇の二、三九一の一から三九一の三まで、三九二から三九五まで、三九六の二から三九六の四まで、字奥ノ切三九七の二から三九七の二二まで、字正ノ田三九八の一から三九八の五まで、三九九、三九九の二から三九九の四まで、三九九の六から三九九の七まで、四〇〇、四〇一、四〇三の二から四〇三の三まで、字岡田四一四、四一五の二、四一六の一、四一六の六から四一六の八まで、四一七、四一九、四二二、四二二の二、字地吉四一六の二、四一六の三、四二四の一から四二四の二〇まで、字刈田四二八、四二九、四二九の三、四三〇、字水ヶ浴四八四の九、字権現山四九九の二、四九九の四、五六四の一、字鳥ヶ山五一一の二、上鎧ヶ市五二〇の一、字小窓ヶ浴五六四の二、字宝満七七八の二・七七八の二・三から七七八の二五まで(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、七七八の一八、七七八の二三から七七八の二五まで(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、字木落一九七九から一九八一まで

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長門市日置中字大笹一の一、字幸平三、四、字西大笹一六三の一、一六三の二、一六三の四、一六三の五、一六三の七、一六三の八、一六三の二二、一六三の二三、一六三の二五、一六三の二四から一六三の三〇まで、字見ノ越一六三の二二、一六三の二三、一八〇の一から一八〇の六まで、一八〇の八、一八〇の一〇、一八〇の二二から一八〇の二四まで、字金山一六四の一、一六四の二、字大取一六八の九、一六八の

- 一〇、一六八の一三から一六八の二〇まで、一六八の二二、一六八の二三、字奥大笹
- 一一〇、二二三、字西鬼山二二四、字中大笹二二五から二二〇まで、一九二一、一九
- 二二、字下大笹二二二、二二三の一、二二三の二、二二三、一九二二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十八日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀 則

道路の種類 県道
路 線 名 萩篠生線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
萩市大字椿東字無田口二六八二の一地先から	旧	最狭 二二三・二 最広 三八・六	一三・〇	

同市同大字 同字二六八四の三地先まで	新	最狭 二七・四	一三・〇	道路改良工事の完了による。
--------------------	---	------------	------	---------------

道路の種類 県道
路 線 名 萩津和野線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
萩市大字椿東字無田口二六八二の一地先から 同市同大字 同字二六八四の三地先まで	新	最狭 二二三・二 最広 二七・四	一三・〇	県道萩篠生線の道路改良工事の完了による。道路萩篠生線の区域(重用)



(二二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年二月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年一月二十八日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀 則

一 申請のあった年月日

平成二十五年十二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人あとう観光協会

代表者の氏名 椎木 耕司

主たる事務所の所在地 山口市阿東徳佐中三六二八番地

平成二十六年一月二十八日発行

発行人

山口県知事

(三三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十六年一月二十八日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡平生町大字平生町字角浜

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡平生町大字曾根一九二〇番地

佐川 俊一